

預入限度額 Q & A

貯金事業は、皆様よりお預かりした資産を安全かつ効率的に運用し、市中の金融機関より有利な利息をつけ、組合員の福祉の増進を図っております。

しかし、近年の長引く低金利の状況の中で、昨年導入されたマイナス金利政策の影響により、資金運用利回りの低下が顕著な状況となっていることから、共済組合では将来を見据え事業の安定的運営を図るため、平成30年4月1日より預入限度額の設定を行うこととなりました。

今月は預入限度額について、Q & A形式でまとめましたので、お知らせいたします。

Q① 預入限度額の設定は、加入者全員が3,000万円になるの？

A 経過措置があります。平成30年3月31日までの決算利息を組み入れた後、残高が3,000万円以上ある場合は、その残高が預入限度額になります。

(例1)平成30年3月31日現在貯金残高4,105万円の場合は、平成30年4月1日からの預入限度額は4,105万円になります。

(例2)平成30年3月31日現在貯金残高2,999万円の場合は、平成30年4月1日からの預入限度額は3,000万円になります。

Q② 預入限度額に達した場合の手続きはどうするの？

A 制度移行時の預入限度額超過者は平成30年3月末時点の残高が保障されるため、超過額の払戻の手続きは必要ありません。

ただし、平成30年4月から定例積立の中断及び賞与積立額の停止手続きが必要です。

なお、平成30年4月からの積立で預入限度額が超過した場合は、預入限度額以内となるように払戻をしていただくか、預入限度額の超過の確定した月の翌月から定例積立の中断及び賞与積立額の停止、預入限度額を超える金額を1円単位で払戻を行っていただくことの選択となります。(下記の例を参照のこと。)

(例)平成30年6月30日残高：30,021,987円(定例積立及び賞与積立後)
預入限度額：30,000,000円

選択A

平成30年7月払戻し額：2,000,000円

30,021,987円 - 2,000,000円 = 28,021,987円

※この場合は、預入限度額30,000,000円に達するまで継続して、積立てることができます。

選択B

平成30年7月払戻し額：21,987円

※この場合は、平成30年7月より毎月の定例積立の中断及び平成30年12月以降の賞与積立分の中断手続きが必要となります。

Q③ 非課税限度額を設定している場合の預入限度額は どうなるの？

A 非課税額と課税額を合算した金額が預入限度額になります。

Q④ 預入限度額到達者で定例積立中断中の場合、 9月の中間利息及び3月の決算利息はどうなるの？

A 預入限度額に到達し、定例積立が中断中の方につきましては、登録されている給付金等受取口座に利息分を自動送金いたします。(国税及び地方税20.315%を差引いた金額)

